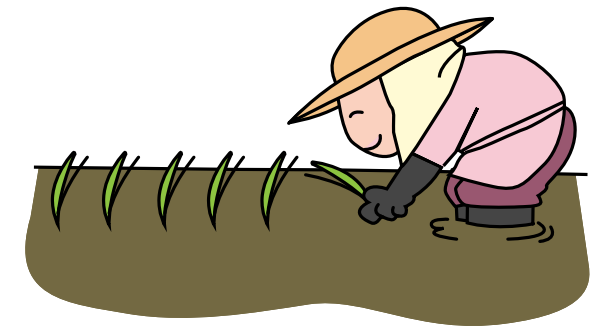




JAS法に基づくお米の表示



包装されたお米には、JAS法に基づく「**玄米及び精米品質表示基準**」に従い表示をしなければなりません。

一括表示事項

- 1 名称**
「うるち精米」(単に「精米」でも可。)、
「もち精米」、「玄米」又は「胚芽精米」と記載します。
- 2 原料玄米**
記載例によります。
- 3 内容量**
内容重量を**キログラム**又は**グラム**で記載します。
- 4 精米年月日**
精米は、精白した年月日を記載します。
玄米は、表示事項名を「調製年月日」に代え、調製した年月日を記載します。
また、異なる精米年月日や調製年月日のものを混合した場合は、**最も古い日付**を記載します。
- 5 販売者**
販売業者等の**氏名**又は**名称**、**住所**及び**電話番号**を記載します。

単一原料米

(記載例)

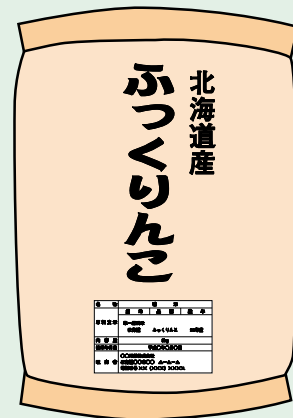
名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 北海道 ふっくりんこ 20年産		
内容量	5kg		
精米年月日	平成〇年〇月〇日		
販売者	〇〇米穀株式会社 北海道〇〇市〇〇 △-△-△ 電話番号 XX (XXX) XXXX		

※産年と精米年月日については、記載箇所を表示することで、枠外の別の箇所に表示することもできます。



検査証明を受けた単一原料米の原料玄米欄
原料玄米欄に「**単一原料米**」と記載し、証明を受けた**産地**、**品種**及び**産年**を併記することが義務づけられています。

単一原料米の表示例



【産地表示について】
産地は、国産品にあっては都道府県名を記載することになっていますが、証明された事実に基づいて、市町村名その他一般に知られている地名を記載することもできます。

【販売業者等について】
販売業者に代わって精米工場が表示をすることができます。この場合は、表示事項名を「精米工場」に代えます。

ブレンド米(複数原料米)

(記載例)

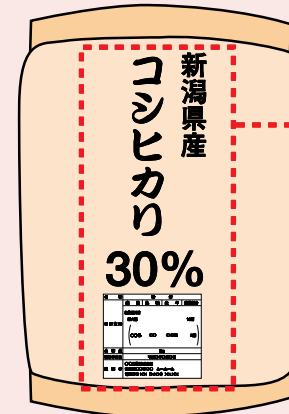
名称	精米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	北海道	ほしのゆめ	20年産	6割
	秋田県	あきたこまち	20年産	3割
	未検査米			1割
内容量	5kg			
精米年月日	平成〇年〇月〇日			
販売者	〇〇米穀株式会社 北海道〇〇市〇〇 △-△-△ 電話番号 XX (XXX) XXXX			

ブレンド米の内訳として、複数の原料を記載する場合は、使用割合が多い順に記載します。

ブレンド米の原料玄米欄

- 「複数原料米」など**ブレンド米**であること、更に、国産品は「**国内産**」、輸入品は**原産国名**をその**使用割合**に併せて記載することが義務づけられています。
- また、ブレンド米の内訳として括弧を付して、
① 検査証明を受けた原料玄米を使用している場合には、その原料玄米の**産地**、**品種**及び**産年**の三つの項目の全部又は一部をそれぞれに対応する**使用割合**と併せて記載することができます。
② 未検査米を使用している場合には、**品種**及び**産年**の表示はできませんが、「**未検査米**」及びそれに対応する**使用割合**を記載することができます。

ブレンド米の表示例



品種及び産年の表示

- 未検査米は、**表示できません**。
- 検査証明を受けた原料玄米を使用している場合には、
① 原料の使用割合が**5割未満**の場合は、その**使用割合を表す用語**を産地、品種又は産年を表す用語の文字のうち、最も大きな文字と同程度以上の大きさで表示します。
② 原料の使用割合が**5割以上**の場合は、「**ブレンド**」等の文字を産地、品種又は産年を表す用語の文字のうち、最も大きな文字と同程度以上の大きさで表示します。

「新米」の表示

生産年の12月31日までに容器に入れられ、又は包装されたお米に限り表示することができます。

